

○多可町立統合中学校開校準備委員会傍聴要領

令和4年8月25日  
教育委員会告示5号

(趣旨)

**第1条** この要領は、多可町立統合中学校開校準備委員会設置要綱（令和4年8月25日教育委員会告示4号）第1条の規定に基づく会議（以下「準備委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

**第2条** 準備委員会を傍聴しようとする者は、先着順に受付において傍聴人受付票にその住所、氏名、年齢を明記し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴の制限)

**第3条** 傍聴席が満員となったとき、その他委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴を許されない者)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険又は会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるほか、委員長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の禁止事項)

**第5条** 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語雑談又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 携帯電話等の電源を入れた状態で持ち込み、又は使用すること。
- (5) 傍聴席において写真、映画等を撮影又は録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

**第6条** 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

**第7条** 前各条のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、準備委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 傍聴を希望される方への注意事項

傍聴を希望される方は、以下の注意事項をご精読の上、ご了解いただいた方のみ、傍聴人受付票に住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、受付箱に投函しご入場ください。

議事の中で、会議の非公開、傍聴の不許可となった場合は、退席をお願いすることになりますのであらかじめご了承ください。

また、委員長により退席等を命じられた場合は、速やかにそれに従ってください。規律ある会議の運営にご協力をお願いします。

本日の会議資料と併せて、これまでの会議資料も傍聴者用として準備しておりますのでご覧ください。

ただし、傍聴者用資料は、持ち帰りはできませんのでご了承ください。必要な方は、多可町ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

## ○多可町立統合中学校開校準備委員会傍聴要領(抜粋)

(傍聴を許されない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険又は会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるほか、委員長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の禁止事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語雑談又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 携帯電話等の電源を入れた状態で持ち込み、又は使用すること。
- (5) 傍聴席において写真、映画等を撮影又は録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第7条 前各条のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。